国際ネットワーク部会の設置に関する要綱

（設置）

第１条　創造都市ネットワーク日本規約第12条の規定に基づき、国際ネットワーク部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　部会は、文化芸術創造都市政策の推進に当たり、特に東アジア文化都市やユネスコ創造都市ネットワークといった国際的なネットワークの活用又は活用を目指すなどにより、国際的にも先進的な文化芸術創造都市政策の研究や、発信力強化を図ろうとする都市における相互の連携、交流、情報交換を目的とする。

（部会の構成）

第３条　部会の参加団体は、創造都市ネットワーク日本に参加している自治体や団体のうち、東アジア文化都市やユネスコ創造都市ネットワークなどの国際的なネットワークに加盟している若しくは加盟しようとしている都市又はその他国際発信力強化等に取り組んでいる若しくは取り組もうとしている都市とする。

（参加）

第４条　部会に参加しようとする自治体・団体は、別紙様式１により部会の事務局に届け出るものとする。

（退会）

第５条　部会から退会しようとする自治体・団体は、別紙様式２により部会の事務局に届け出るものとする。

（事務局）

第６条　創造都市ネットワーク日本規約第12条第３項の規定に基づき、部会に事務局を置く。

２　事務局は、部会への参加団体の取りまとめや、部会開催にあたっての調整等を行う。

（事業）

第７条　部会は、目的の達成のために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

（１）講演・会議・視察等の開催や日常的な情報交換など、部会の参加団体の連携・交流に関すること。

（２）その他、部会の参加団体への事前ヒアリング等により把握した課題等の共有。

２　部会には、各参加団体の担当者が出席するものとする。

３　部会の事務局は、必要に応じ、参加団体以外の者に対する事業への出席を認めることができるものとする。

（報告）

第８条　部会の活動内容は、創造都市ネットワーク日本に報告するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、創造都市ネットワーク日本幹事団体会議で協議するものとする。

附則　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式１（第４条関係）

**国際ネットワーク部会への参加届**

年　　　月　　　日

国際ネットワーク部会　事務局　御中

貴部会の趣旨・要項に同意し、参加を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 住　所 |  |
| 代表者 | （役職名）　　　　　　　　　　　（氏名） |
| 担当部署 |  |
| 担当者１ | 氏名 |
| 電話 |
| Email　　　　　　　　　　　　　＠ |
| 担当者２ | 氏名 |
| 電話 |
| Email　　　　　　　　　　　　　＠ |
| 主な取組実績（計画）をご記入ください。（別紙可） | |

様式２（第５条関係）

**国際ネットワーク部会からの退会届**

　年　　　月　　　日

国際ネットワーク部会　事務局　御中

貴部会からの退会を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 住　所 |  |
| 代表者 | （役職名）　　　　　　　　　　　（氏名） |
| 担当部署 |  |
| 担当者 | 氏名 |
| 電話 |
| Email　　　　　　　　　　　　　＠ |